

用途分類方法について

平成27年6月

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

前提

- 用途を分類する前に、届出対象かどうかの確認が必要。
(特に、自社内で化学反応を起こさせている場合)
- その確認後の作業について、本資料で記載。
- 一般化学物質、優先評価化学物質について主に記載※。

※ 監視化学物質、第二種特定化学物質、新規化学物質等にも本資料の考え方が利用できます。

用語の定義：製品

【運用通知1(4)】

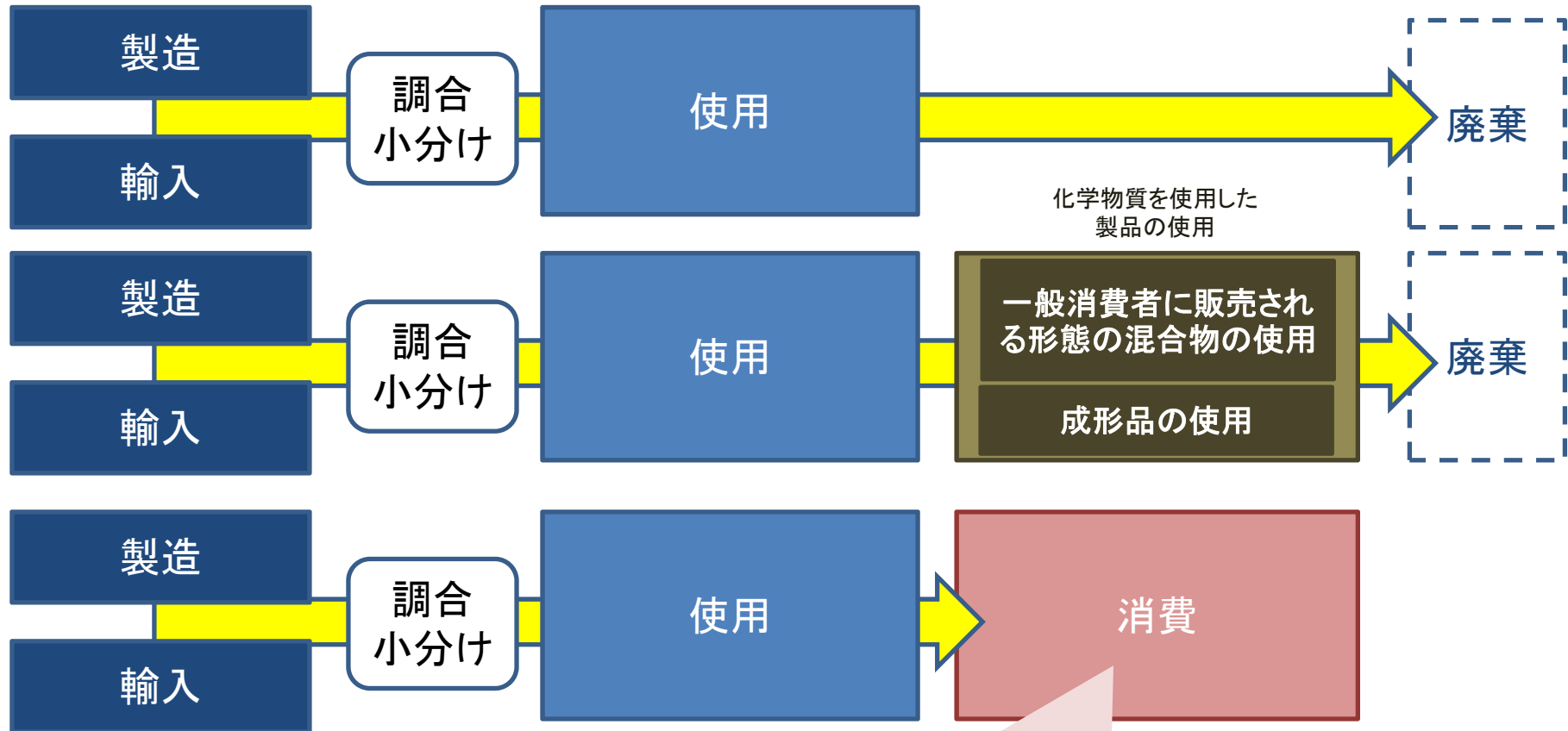
- 次の①又は②に該当するものについては、「化合物」とはせず、「製品」として扱い、その他の関連法令等により対処するものとする。
- ① 固有の商品形状を有するものであって、その使用中に組成や形状が変化しないもの(例：合成樹脂製什器・板・管・棒・フィルム)。ただし、当該商品がその使用中における本来の機能を損なわない範囲内での形状の変化(使用中の変形、機能を変更しない大きさの変更)、本来の機能を発揮するための形状の変化(例：消しゴムの摩耗)や、偶発的に商品としての機能が無くなるような変化(使用中の破損)については、組成や形状の変化として扱わない。
- ② 必要な小分けがされた状態であり、表示等の最小限の変更により、店頭等で販売されうる形態になっている混合物(例：顔料入り合成樹脂塗料、家庭用洗剤)

①本資料では、「成形品」

②本資料では、「一般消費者に販売される形態の混合物」

用語の定義：消費

【本資料での定義】



自社内で消費される場合、
出荷数量の届出が不要となります*。
そのため、「消費」を理解しておく必要があります。
※監視化学物質・第二種特定化学物質では届出が必要な場合があります。

使用した結果、
当該物質が無くなること
(例：他の化学物質となる場合)

本資料の内容

1. 用途分類の選び方
2. 詳細用途分類の選び方
3. 出荷先都道府県の選び方
4. 注意すべき点
5. 問い合わせ窓口

一般	優先評価
○	○
注)	○
注)	○
○	○
○	○

注) 2.と3.は、一般化学物質の届出においては、必要がありません。

1. 用途分類の選び方

【必要な資料】

- 化学物質用途分類表

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/table_use.pdf

- 用途分類解説資料
- 用途分類の選択フロー
- 用途分類の選択索引

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/use_category_002.pdf

用途分類の選び方

～原則～

1. 通常想定される用途であり、出荷先等（一次出荷先に限らない）からの情報があるため、判断が付く。

2. 出荷先等（一次出荷先に限らない）からの情報は反映できないが、想定される用途が1つであるため、判断が付く。

3. 出荷先等（一次出荷先に限らない）からの情報は反映できず、複数の用途が想定されるが判断が付かないため、排出量がより大きく見積もられる用途分類を選択する。

4. 用途が想定されないため、「#98 その他の原料、その他の添加剤」の用途分類を選択する。

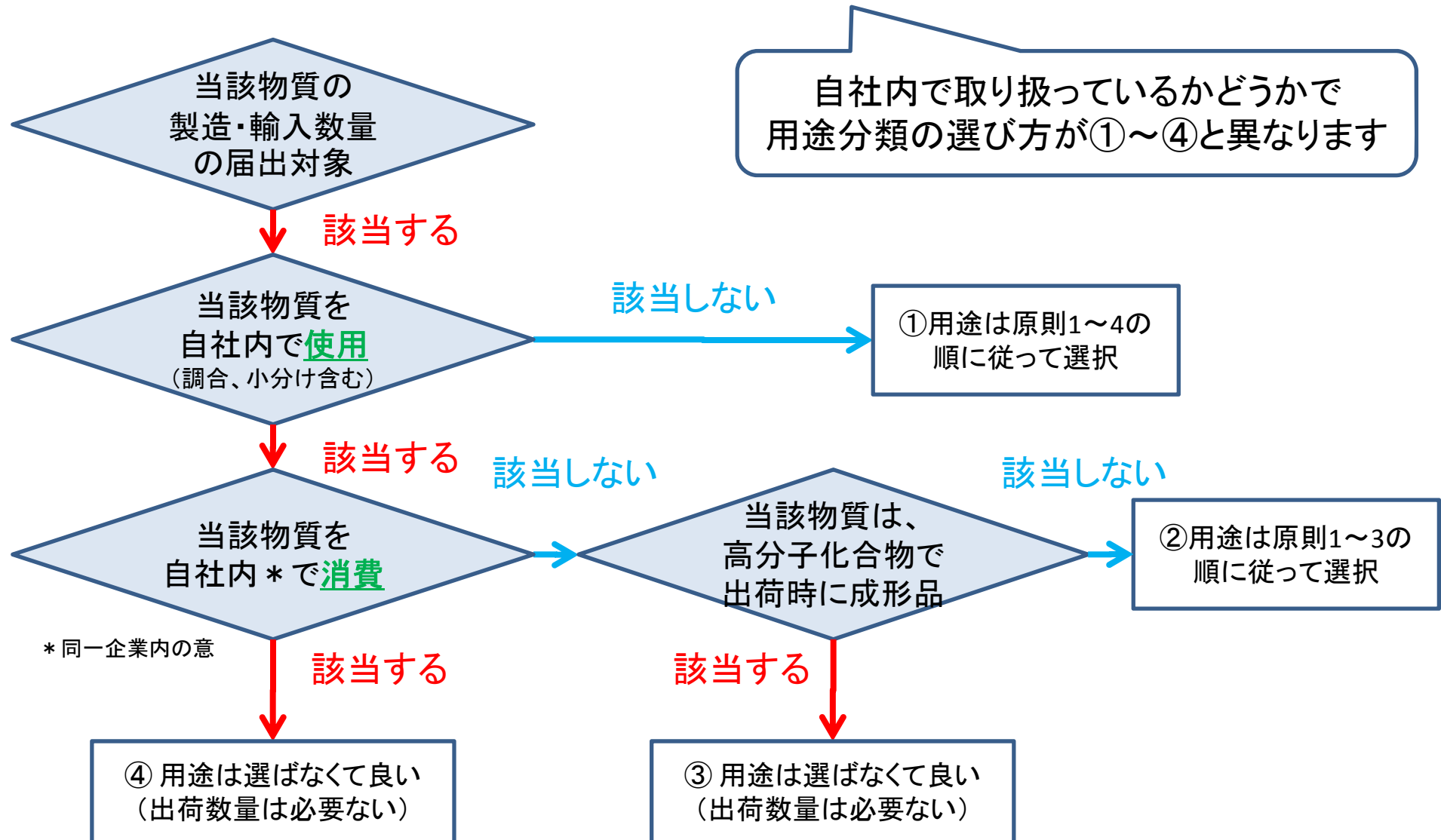
用途分類の選び方

～“原則3” 排出係数が高い用途分類を 選択する際の考え方～

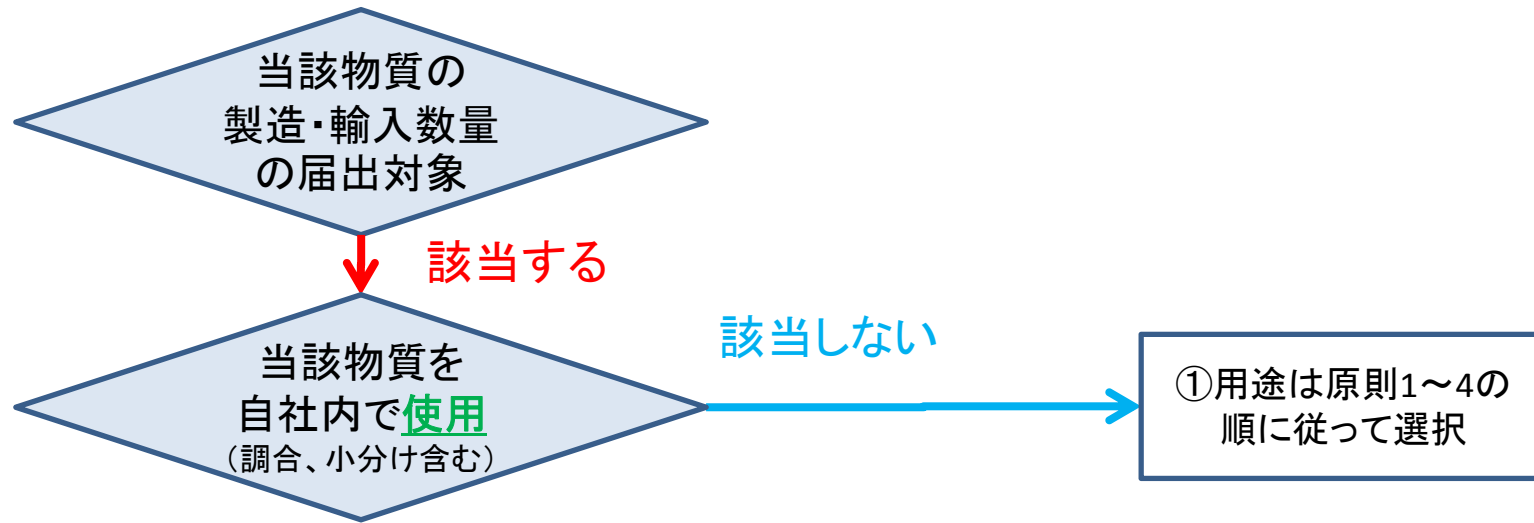
- 大気又は水域の排出係数が最も大きい値の用途分類を選ぶ
- 値が同じ場合は、大気と水域の排出係数の値を足した合計が大きい方の用途分類を選ぶ
- 足した合計も同じ場合は、若い用途番号の方を選ぶ

用途分類の選び方

～届出者の位置づけによる違い～



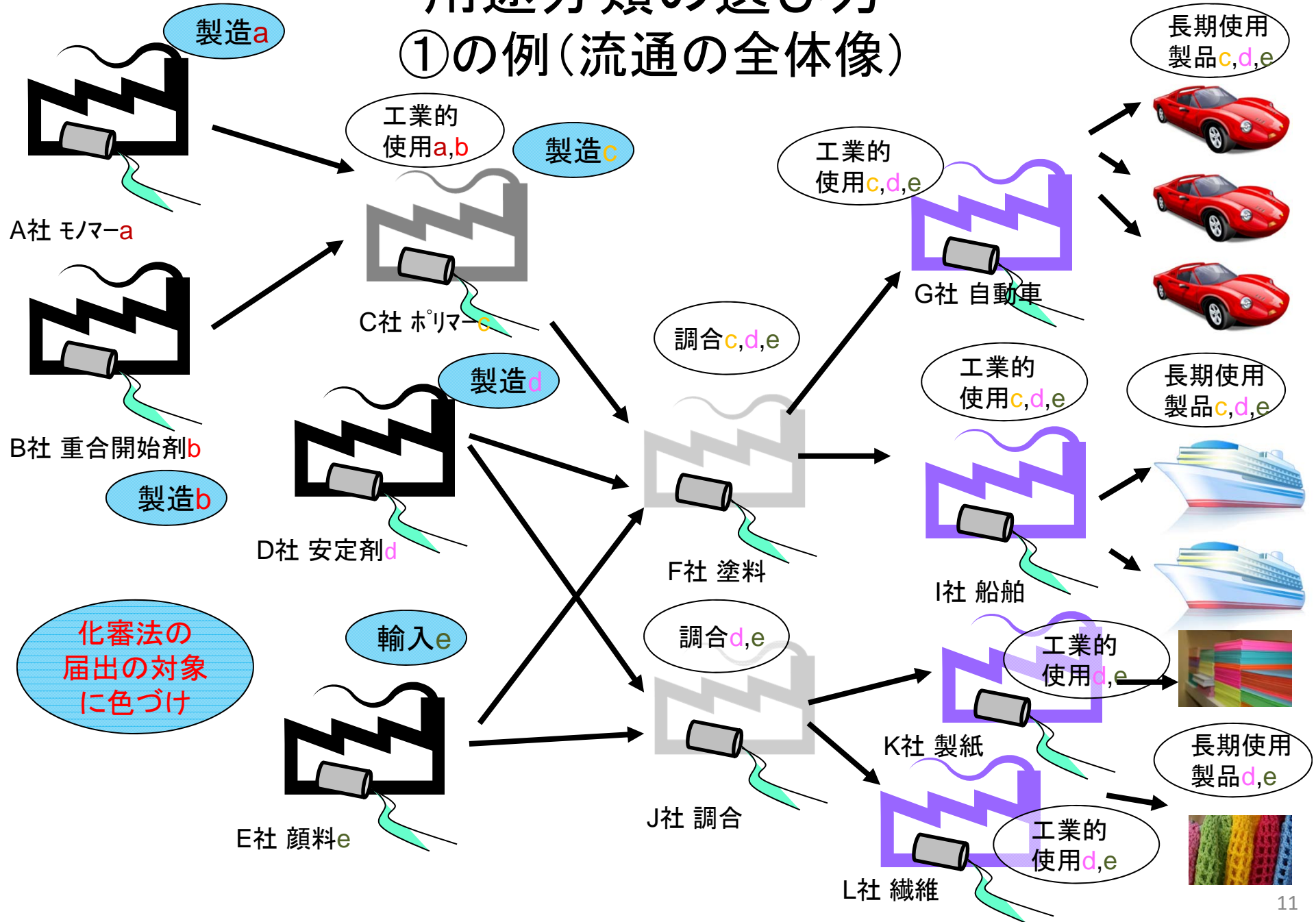
用途分類の選び方 ～①の例～



次のスライドから、①の場合について、「選択フロー図」、「スクリーニング評価用排出係数一覧表」を用いながら、事例を挙げて詳細に説明する。

用途分類の選び方

①の例(流通の全体像)



用途分類の選び方

①の個別例1



A社は、化審法上の届出の対象である

A社は化学物質aをC社に出荷している

A社はモノマーとしてaを製造しており、C社がそれを原料にしてポリマーcを製造していることを知っている。

したがって、原則1から

A社が届け出る化学物質aの用途は、「#01中間物」となる。(B社の場合も同様)

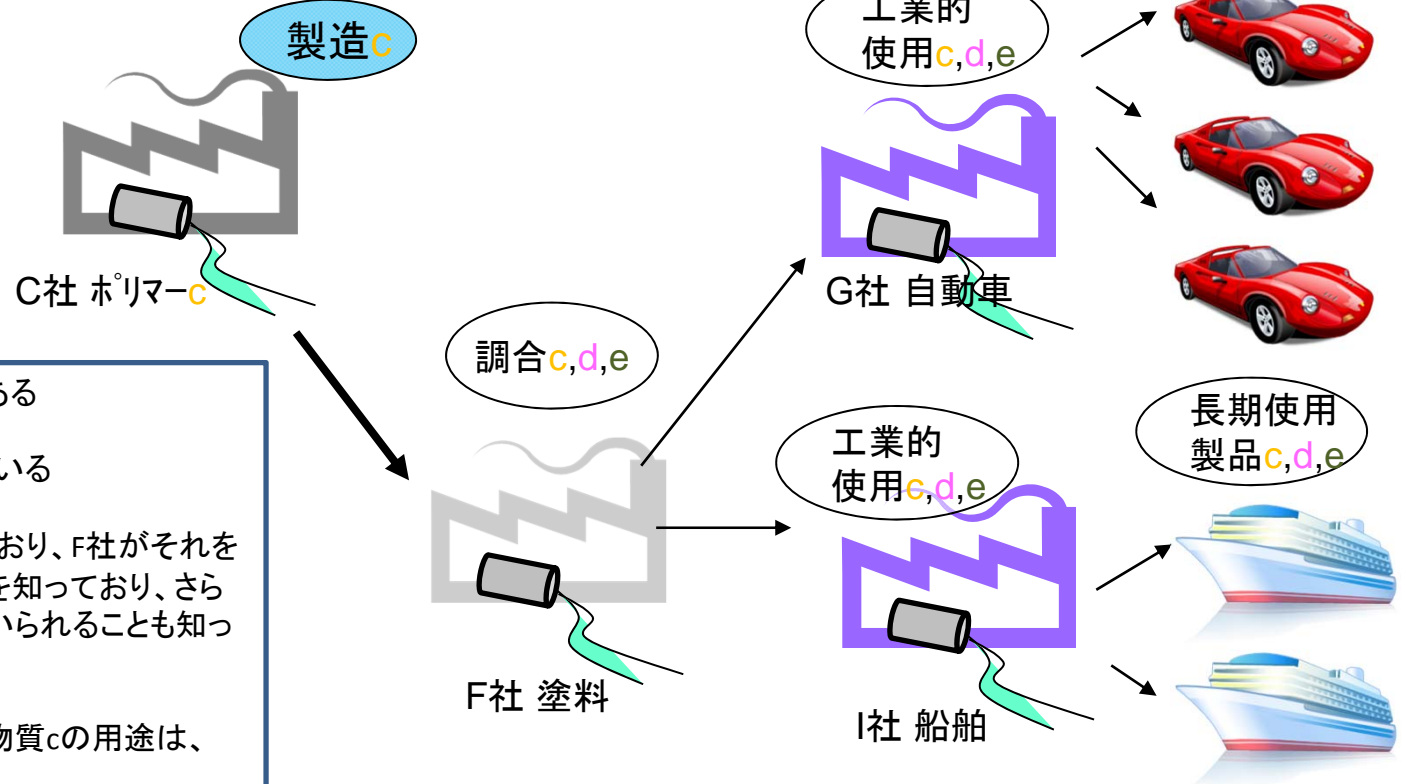
<注意！>

化学物質cは、塗料に使われるため、C社が届け出る物質cのその用途は「#15塗料」だが、これは化学物質a,bの用途ではない。

化審法の
届出の対象
に色づけ

用途分類の選び方

①の個別例2



C社は化審法上の届出の対象である

C社は化学物質cをF社に出荷している

C社は塗料原料としてcを製造しており、F社がそれを調合して塗料を製造していることを知っており、さらにその塗料は自動車と船舶に用いられることも知っている。

原則1から、C社が届け出る化学物質cの用途は、「#15 塗料」となる。

<注意！>

化審法の用途分類においては、C社が、化学物質cの使途をサプライチェーンに沿って「車用」か「船舶用」かまで知っていたとしても、用途分類ではその手前の情報までしか求められていない。「車用」や「船舶用」が用途分類にないからといって「#98 その他」を選ぶ必要はない。

用途分類では、細い矢印の部分まで、必ずしも把握する必要がない。

化審法の
届出の対象
に色づけ

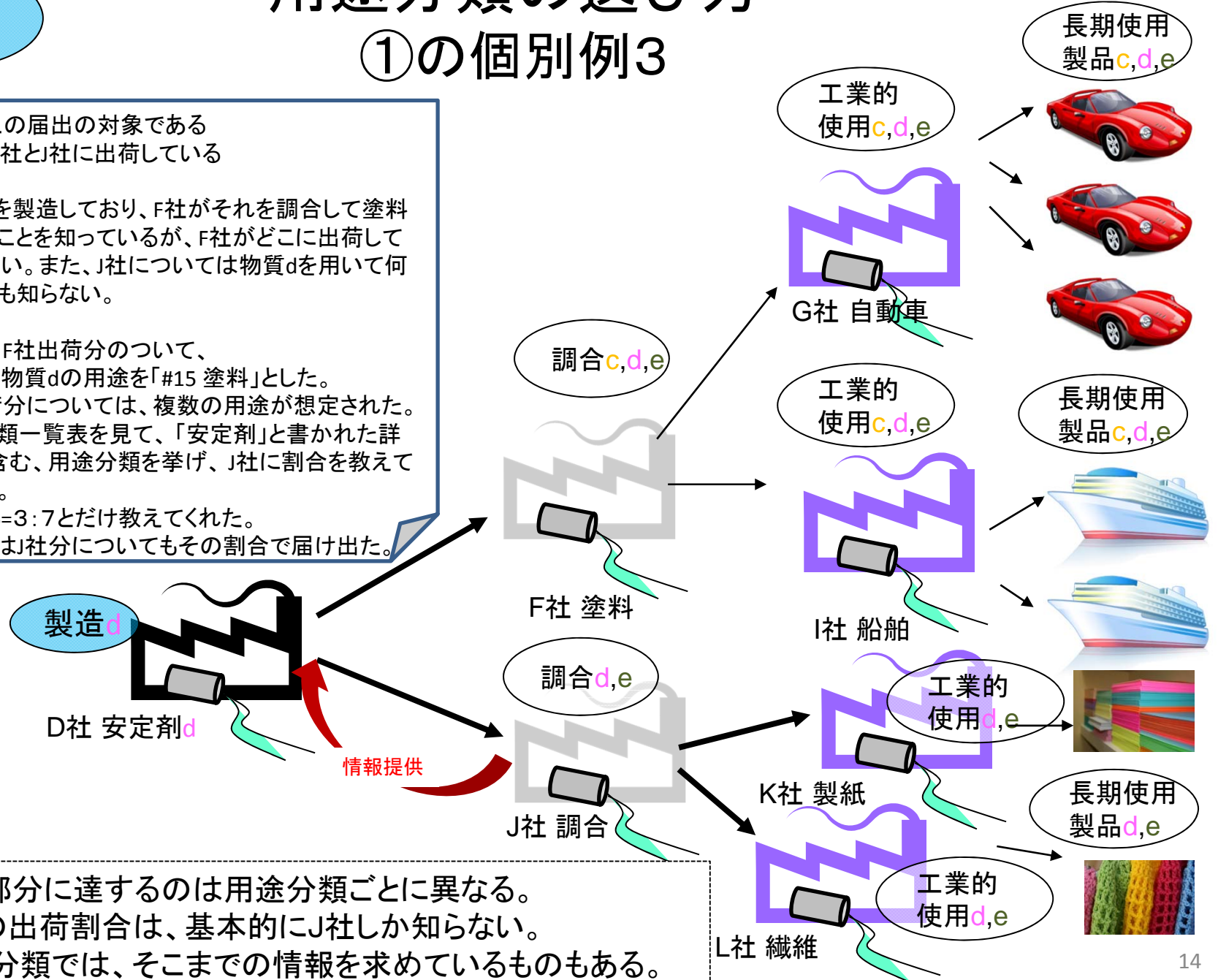
用途分類の選び方

①の個別例3

D社は化審法上の届出の対象である
D社は物質dをF社とJ社に出荷している

D社は安定剤dを製造しており、F社がそれを調合して塗料を製造していることを知っているが、F社がどこに出荷しているかは知らない。また、J社については物質dを用いて何を作っているかも知らない。

そこで、D社は、F社出荷分について、原則1から化学物質dの用途を「#15 塗料」とした。
D社は、J社出荷分については、複数の用途が想定された。
D社は、用途分類一覧表を見て、「安定剤」と書かれた詳細用途分類を含む、用途分類を挙げ、J社に割合を教えてくださいと聞いた。
J社は、#25:#26=3:7とだけ教えてくれた。
その結果、D社はJ社分についてもその割合で届け出た。



細い矢印の部分に達するのは用途分類ごとに異なる。
K社、L社への出荷割合は、基本的にJ社しか知らない。
しかし、用途分類では、そこまでの情報を求めているものもある。

化審法の届出の対象に色づけ

用途分類の選び方

①の個別例4

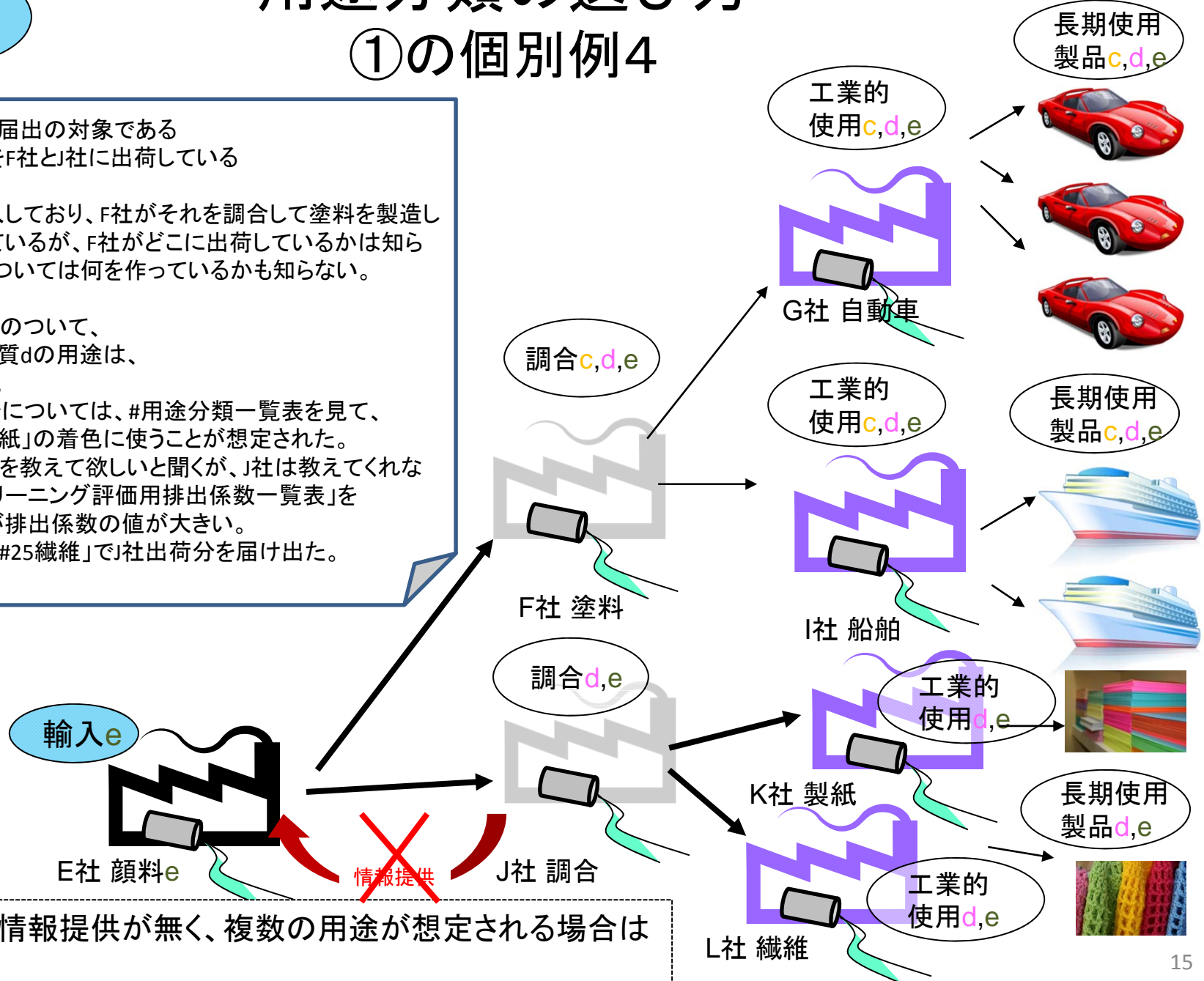
E社は化審法上の届出の対象である
E社は化学物質eをF社とJ社に出荷している

E社は顔料eを輸入しており、F社がそれを調合して塗料を製造していることを知っているが、F社がどこに出荷しているかは知らない。また、J社については何を作っているかも知らない。

E社は、F社出荷分について、原則1から化学物質dの用途は、「#15 塗料」となる。

E社は、J社出荷分については、#用途分類一覧表を見て、「#25繊維」と「#26紙」の着色に使うことが想定された。

J社に対して、割合を教えて欲しいと聞かすが、J社は教えてくれない。そこで、「スクリーニング評価用排出係数一覧表」を見ると、#25の方が排出係数の値が大きい。その結果、E社は「#25繊維」でJ社出荷分を届け出た。



出荷先からの情報提供が無く、複数の用途が想定される場合は原則3を使う。

用途の階層

用途分類を選ぶ際に、届出者が一次出荷先の情報で判断できるか、一次出荷先に二次出荷先の情報を確認しなければならないかは、用途分類に依存する。

用途分類の選択が一次出荷先の用途情報でOK(◎)、一次及び二次出荷先の両方の用途情報が必要(○)、二次出荷先での用途情報が必要(●)

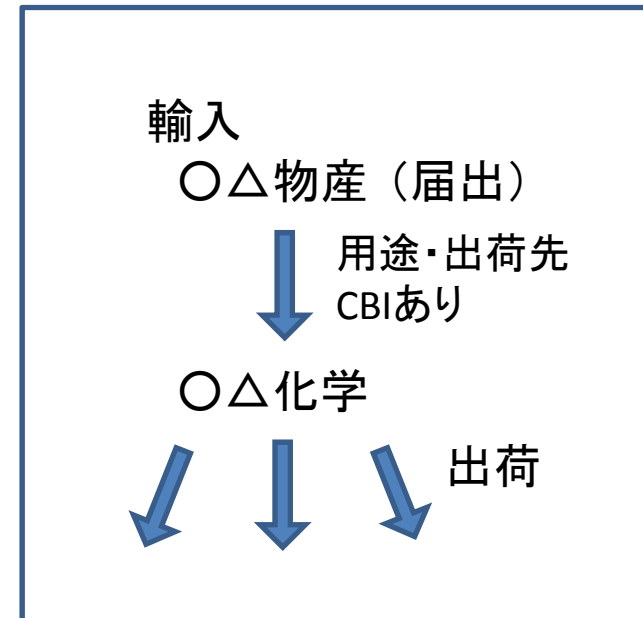
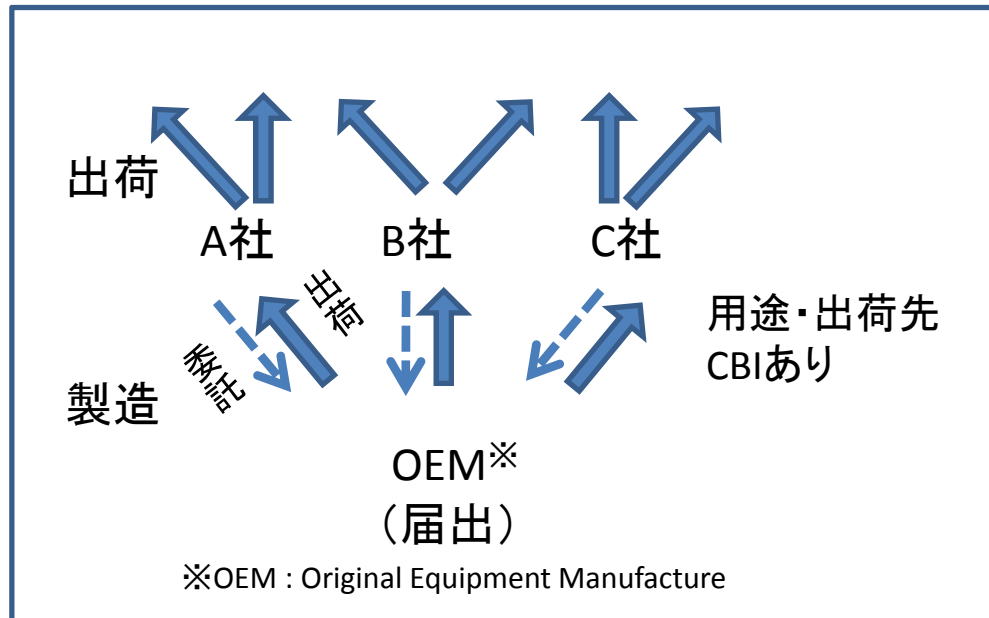
用途番号	用途分類	一次出荷先	二次出荷先 (一次出荷先で情報確認)	備考
01	中間物	◎		
02	塗料用・ワニス用・コーティング剤用・印刷インキ用・複写用・殺生物剤用溶剤	◎		一次出荷先が混合、小分け等の調合メーカーのケースも一部あるが、大半は工業的使用への直接出荷で一次出荷先用途情報で選択可能
03	接着剤用・粘着剤用・シーリング材用溶剤	◎		
04	金属洗浄用溶剤	◎		
05	クリーニング洗浄用溶剤《洗濯業での用途》	◎		
06	その他の洗浄用溶剤	◎		
07	工業用溶剤	◎		
08	エアゾール用溶剤	◎		
09	その他の溶剤	○	○	
10	化学プロセス調節剤	○	○	
11	着色剤(染料、顔料、色素、色材)		●	一次出荷先では、水系洗浄剤(#12, #13)や#15, #16, #25, #26, #29等の着色剤の区別が困難
12	水系洗浄剤1《工業用途》		●	一次出荷先では、水系洗浄剤1(#12, #13)や#25, #26の洗浄剤の区別が困難
13	水系洗浄剤2《家庭用・業務用の用途》		●	
14	ワックス(床用、自動車用、皮革用等)	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
15	塗料、コーティング剤 [プライマーを含む]	◎		
16	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等) [筆記用具、レジストインキ用を含む]	◎		
17	船底塗料用防汚剤、漁網用防汚剤	◎		
18	殺生物剤1 [成形品に含まれ出荷されるもの]		●	一次出荷先では、殺生物剤1, 2, 3又は#15, #23, #40等の防腐剤等の区別が困難
19	殺生物剤2 [工程内使用で成形品に含まれないもの] 《工業用途》		●	
20	殺生物剤3《家庭用・業務用の用途》		●	
21	火薬類[煙火を含む]	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
22	芳香剤、消臭剤	◎		

用途の階層(つづき)

23	接着剤、粘着剤、シーリング材	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致、#38封止剤もあるがメインは#23接着剤
24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料	○	○	
25	合成繊維、繊維処理剤 [不織布処理を含む]	○	○	
26	紙・パルプ薬品	○	○	
27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	○	○	
28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤	○	○	
29	皮革処理剤	○	○	
30	ガラス、ほうろろ、セメント	◎		
31	陶磁器、耐火物、ファインセラミックス	◎		
32	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
33	金属製造加工用資材	◎		
34	表面処理剤		●	一次出荷先では、表面処理剤(#34)と#12-15、#17、#25-27、#30-32等の表面処理薬剤との区別が困難
35	溶接材料、ろう接材料、溶断用材料	◎		
36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
37	金属加工油(切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等)、防錆油	◎		
38	電気・電子材料 [対象材料等の製造用プロセス材料を含む]	○	○	
39	電池材料(一次電池、二次電池)	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
40	水処理剤	◎		一次出荷先が調合メーカーのケースもあるが、大半は工業的使用への直接出荷
41	乾燥剤、吸着剤	○	○	
42	熱媒体	◎		
43	不凍液	◎		一次出荷先が調合メーカーのケースもあるが、大半は工業的使用への直接出荷
44	建設資材添加物(コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等)	○	○	
45	散布剤、埋立処分前処理薬剤(融雪剤、土壌改良剤、消火剤等)	○	○	
46	分離・精製プロセス剤	○	○	
47	燃料、燃料添加剤	◎		燃料添加剤には調合段階があるが、届出者は燃料用かどうかの判断が可能
98	その他の原料、その他の添加剤	○	○	
99	輸出	◎		大半は製造品を直接輸出、一部配合後輸出も一部あるが、届出者はその情報も把握可能

例外ケース

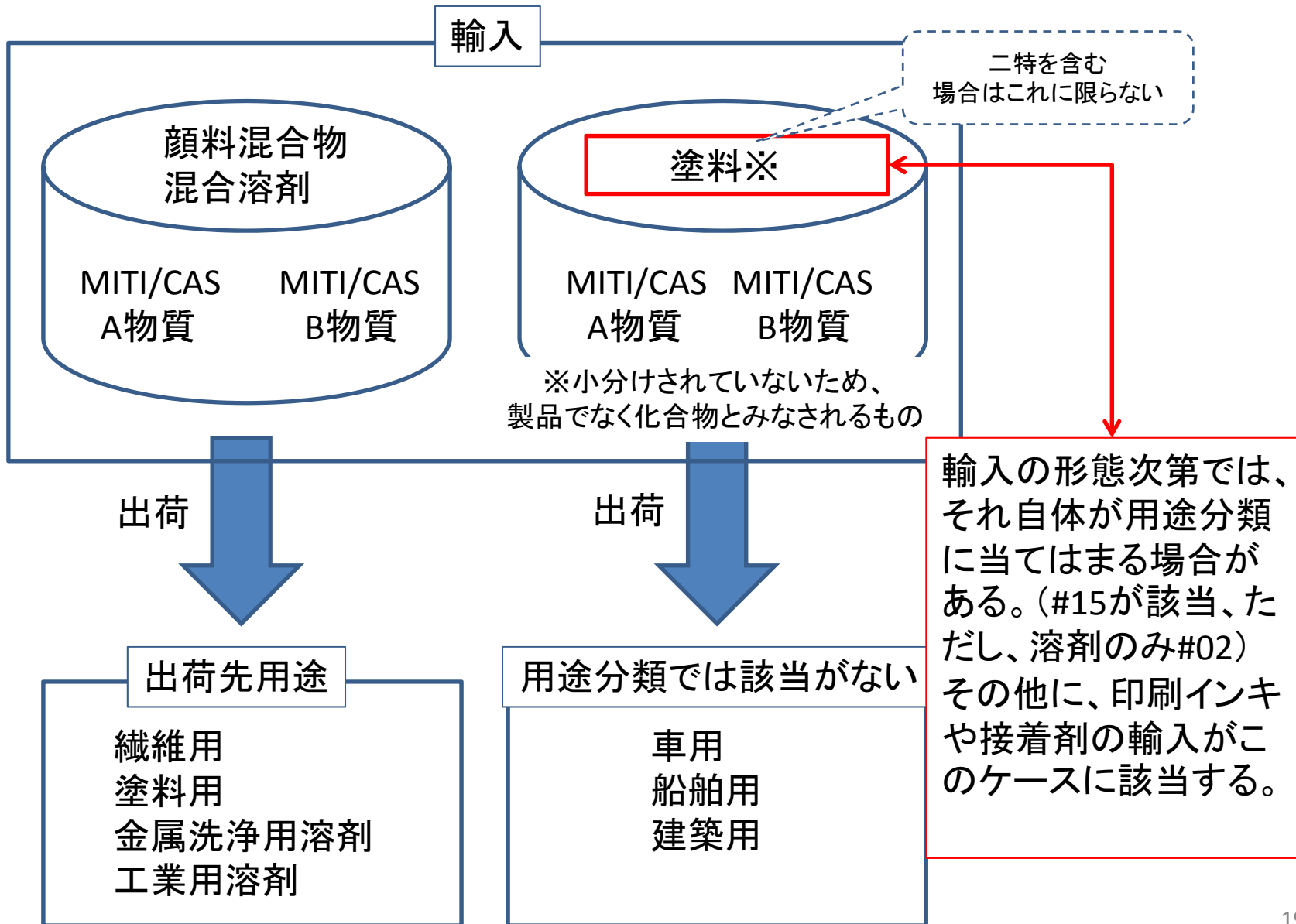
(企業秘密(CBI)のため、原則4になってしまうことが確実な場合)



原則では、わからなければ「#98」だが、
この場合は個別にMETIに相談

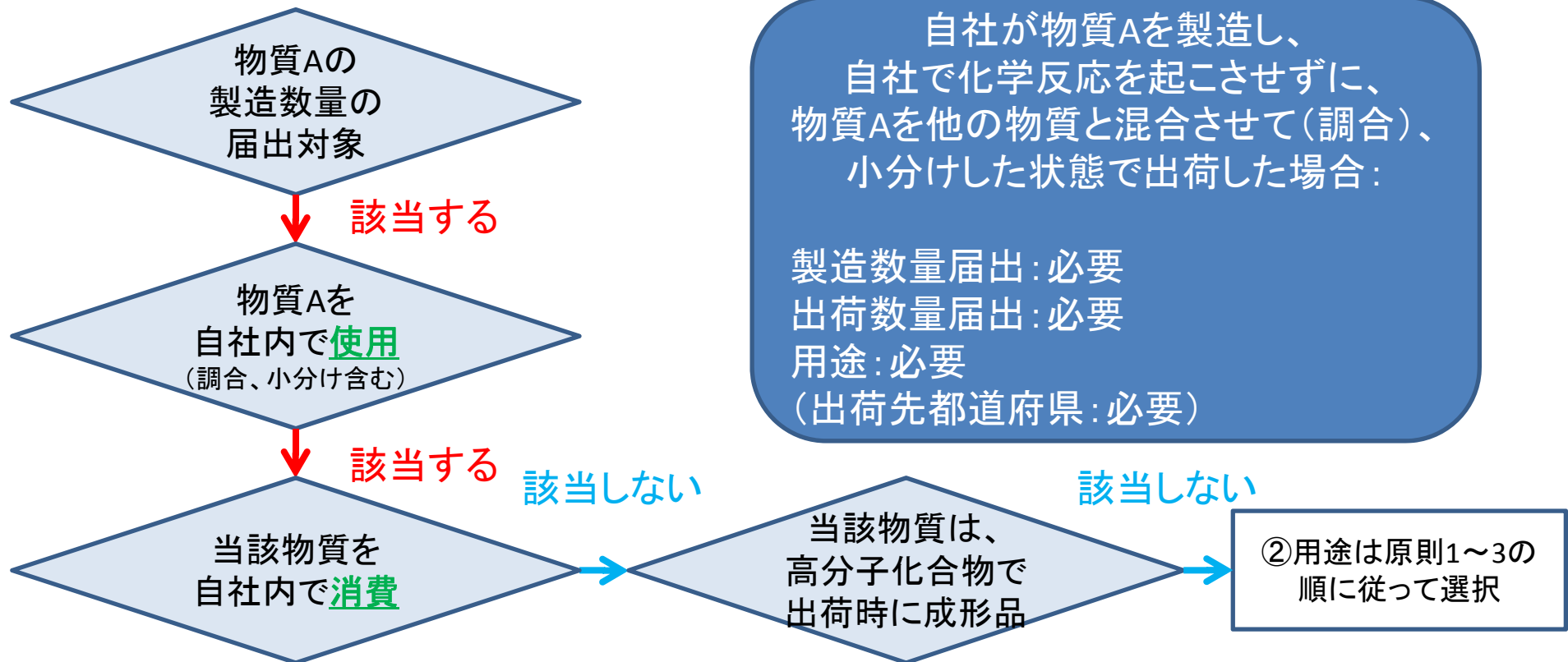
例外ケース(混合物の輸入)

～出荷先の用途が用途分類に当てはまらないケース～

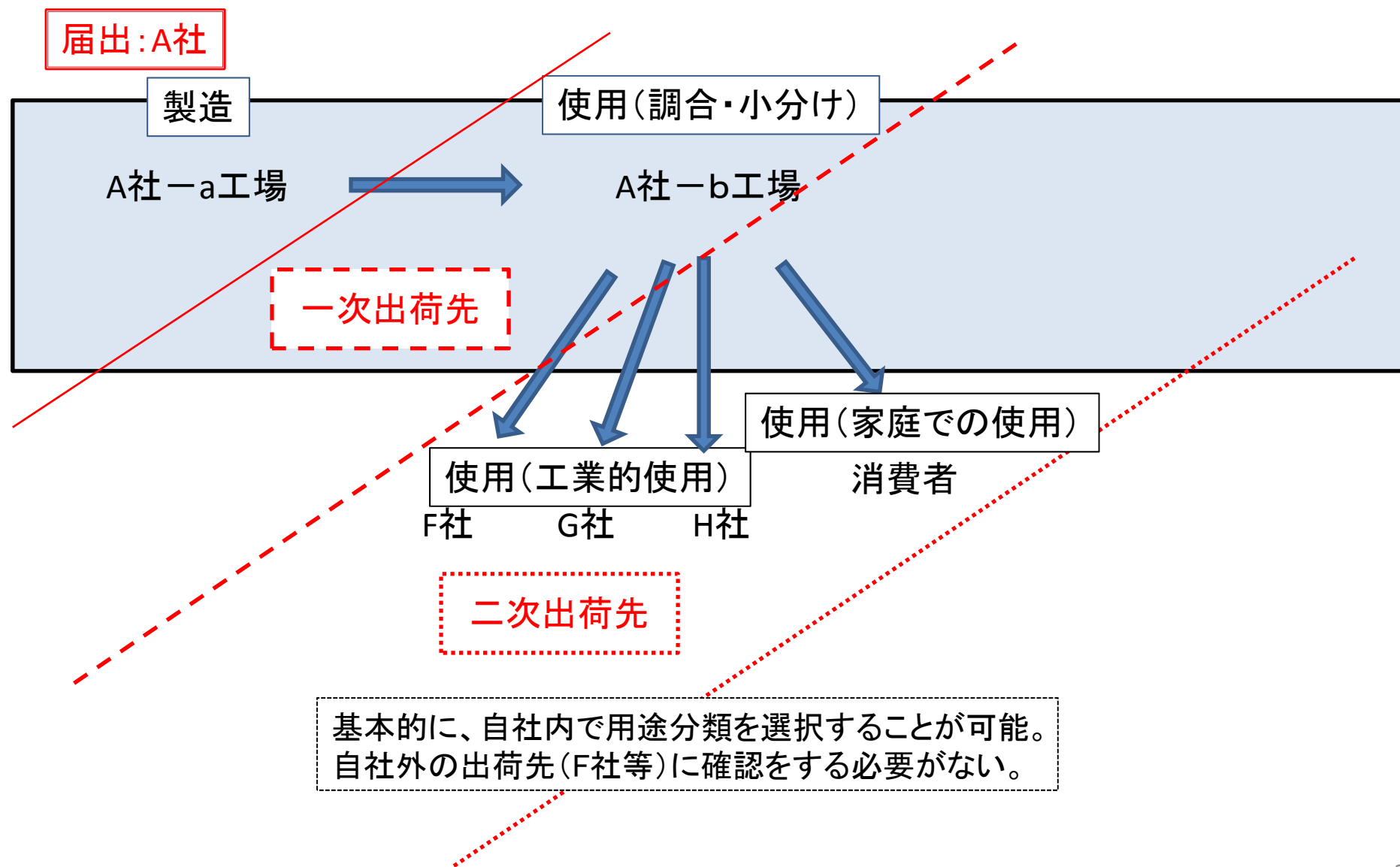


用途分類の選び方

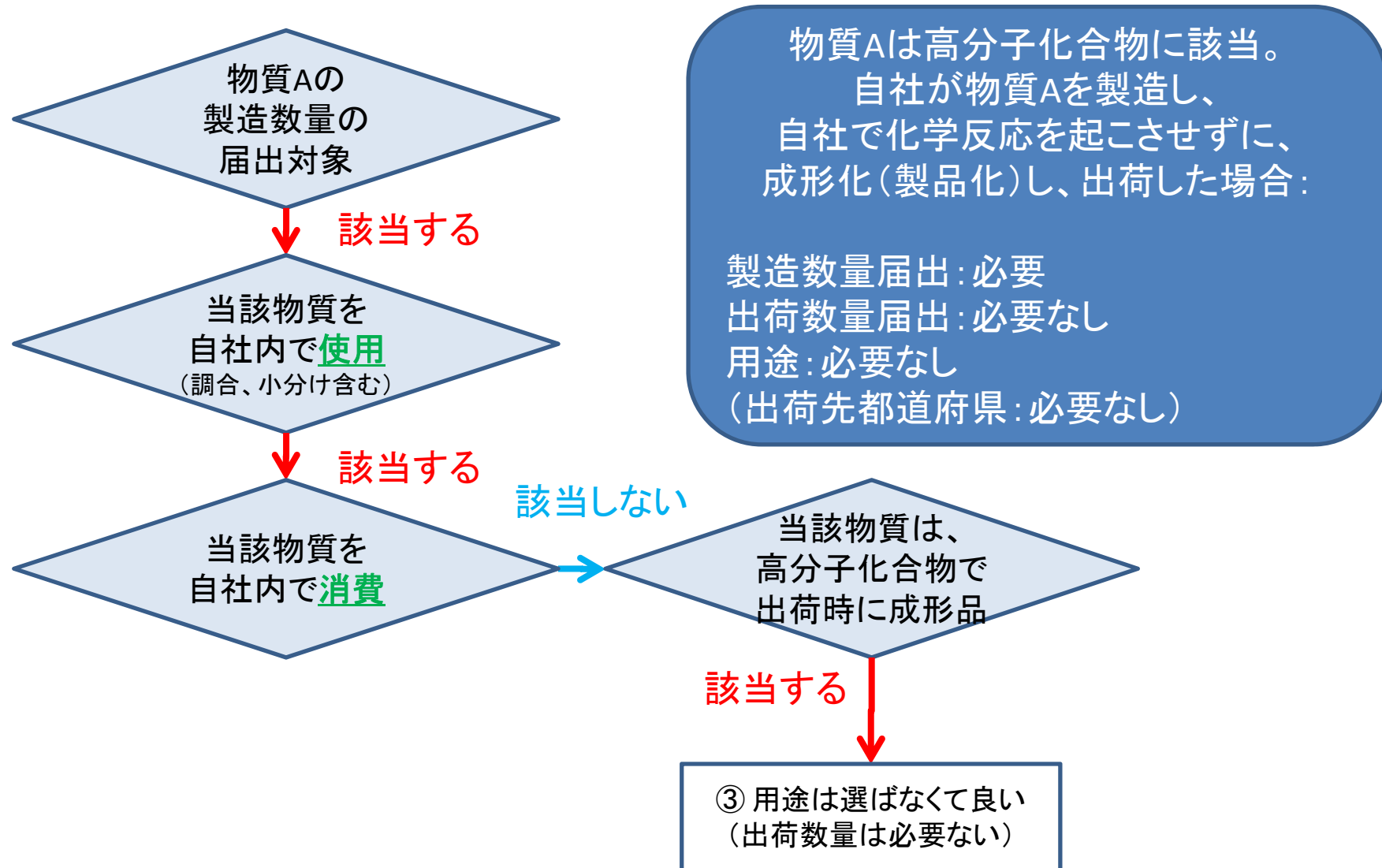
～②の例～



用途分類の選び方 ～②の自社内使用の場合～

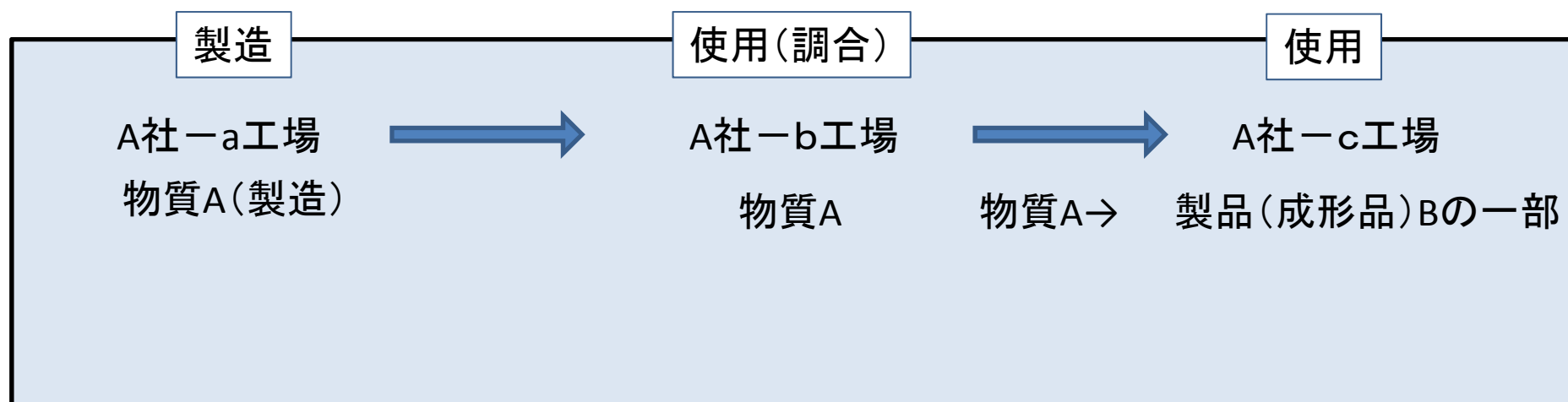


用途分類の選び方 ～③の例～



用途分類の選び方 ～③の自社内使用の場合～

届出:A社

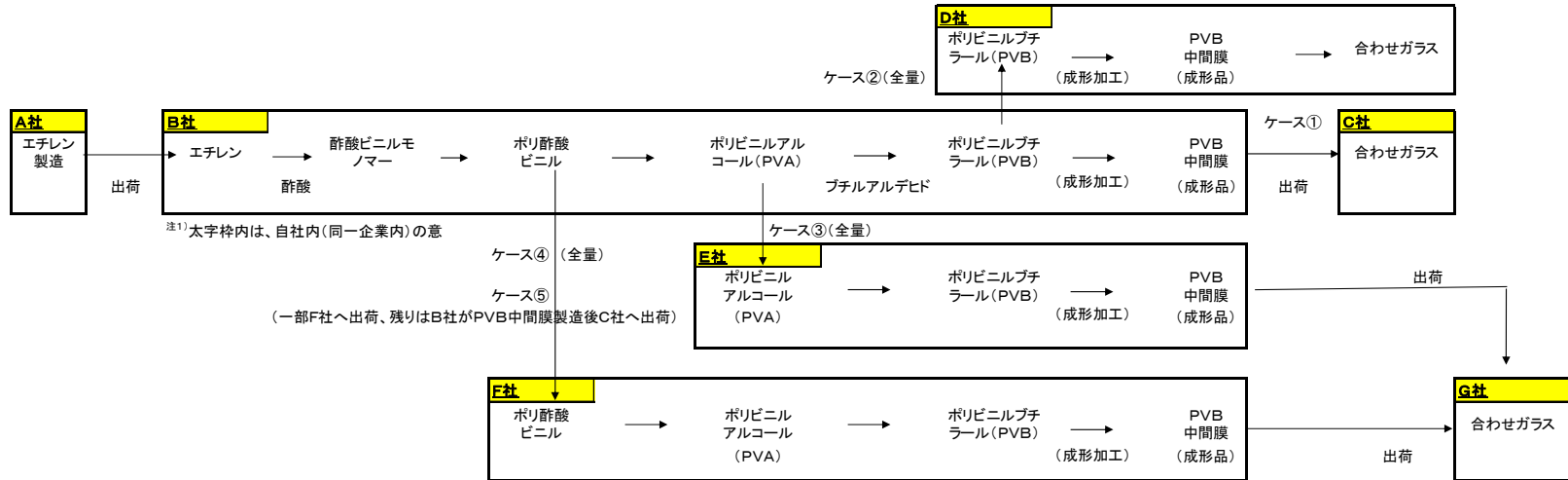


物質Aが高分子化合物に該当すれば、
用途・出荷数量の届出不要。
製造数量のみ届出必要。

用途分類の選び方

～参考：③の自社内使用の場合～

PVB中間膜(ガラス用強化剤)製造・出荷に係る届出事業者及び用途



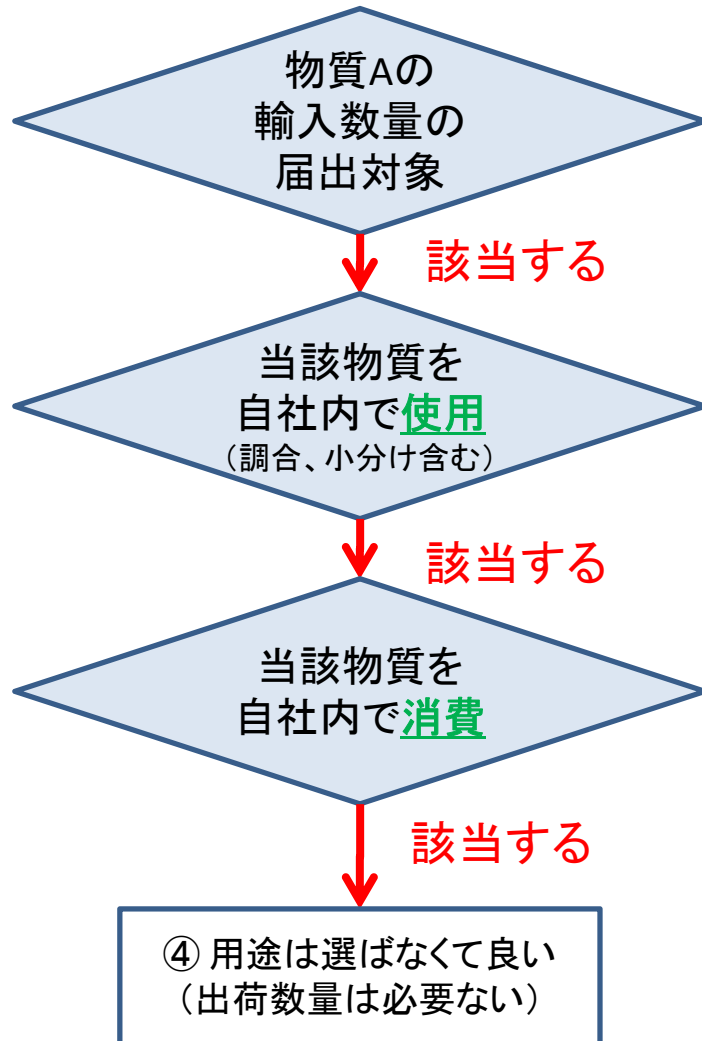
ケース別届出製造数量等

ケース	物流	届出事業者	届出化学物質	用途	備考
①	A社→B社→C社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #01-a	B社製造の酢酸ビニルモノマー、ポリ酢酸ビニル及びポリビニルアルコールはそれぞれ全量化学変化し、PVB製造の自社内中間物 ^{注2)} に当たり届出不要。ポリビニルブチラルの製造数量は届出。 C社は届出不要
		B社	ポリビニルブチラル	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	
②	A社→B社→D社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #01-a	B社製造の酢酸ビニルモノマー、ポリ酢酸ビニル及びポリビニルアルコールは自社内中間物で届出不要 D社は届出不要
		B社	ポリビニルブチラル	プラスチック(成形品基材) #27-a	
③	A社→B社→E社→G社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #01-a	B社製造の酢酸ビニルモノマー及びポリ酢酸ビニルは自社内中間物に当たり届出不要 ポリビニルブチラルの製造数量は届出。 G社は届出不要
		B社	ポリビニルアルコール	中間物(前駆重合体) #01-a	
		E社	ポリビニルブチラル	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	
④	A社→B社→F社→G社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #01-a	B社製造の酢酸ビニルモノマーは自社内中間物に当たり届出不要 F社製造のポリビニルアルコールは自社内中間物に当たり届出不要。ポリビニルブチラルの製造数量は届出。 G社は届出不要
		B社	ポリ酢酸ビニル	中間物(前駆重合体) #01-a	
		F社	ポリビニルブチラル	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	
⑤	A社→B社→C社 (一部)↳F社→G社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #01-a	B社製造の酢酸ビニルモノマー、ポリ酢酸ビニル(自消分)及びポリビニルアルコールは自社内中間物に当たり届出不要 F社製造のポリビニルアルコールは自社内中間物に当たり届出不要。ポリビニルブチラルの製造数量は届出。 C、G社は届出不要
		B社	ポリ酢酸ビニル(出荷分)	中間物(前駆重合体) #01-a	
		B社	ポリビニルブチラル	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	
		F社	ポリビニルブチラル	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	

^{注2)} 製造した化学物質Mを更に自社内で化学反応させ他の化学物質Nを得る場合、その化学物質Mをここでは自社内中間物と呼んでいる。

用途分類の選び方

～④の例1～

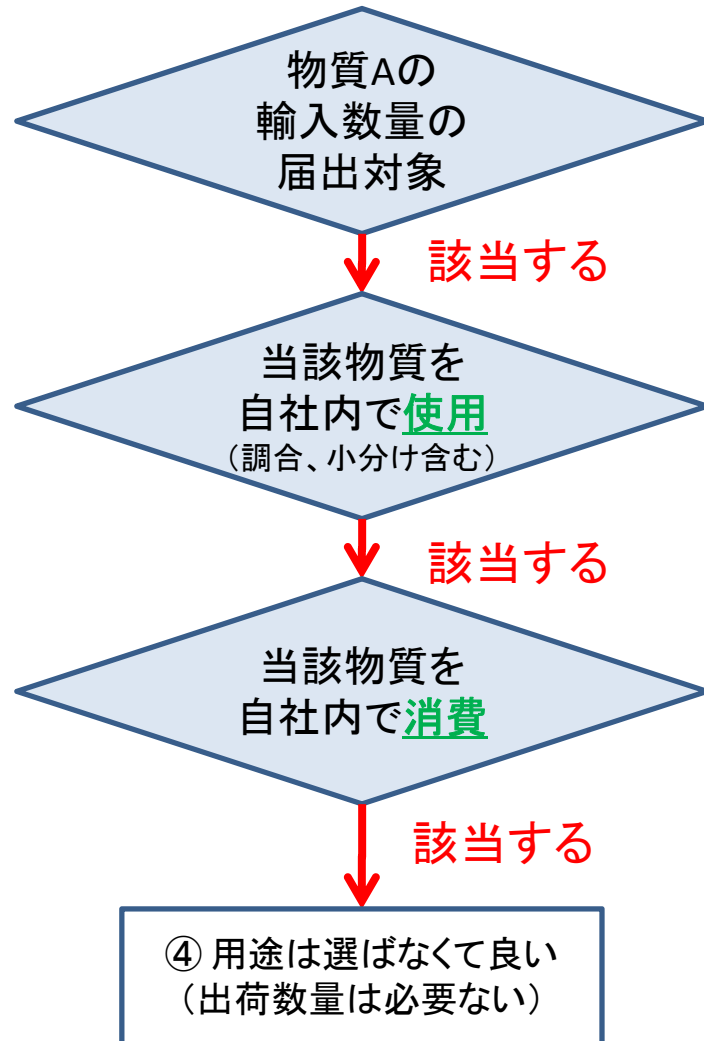


自社が物質Aを輸入し、
自社で全量化学反応を起こさせて、
別の化学物質Bを製造した場合：

輸入数量届出：必要
出荷数量届出：必要なし
用途：必要なし
(出荷先都道府県：必要なし)

用途分類の選び方

～④の例2～

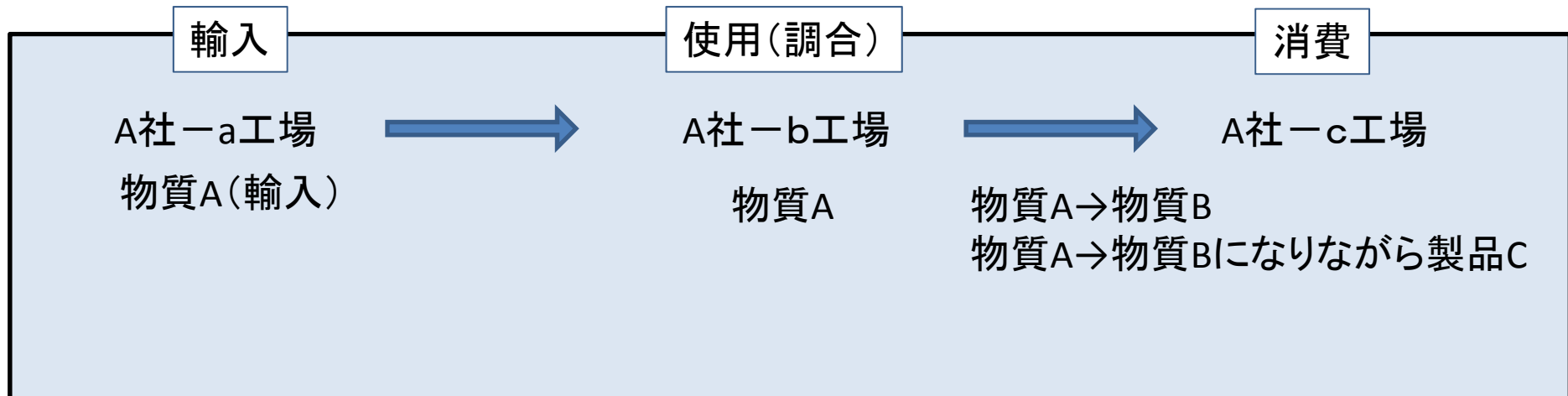


自社が物質Aを輸入し、
自社で化学反応を起こさせながら、
成形化(製品化)し、出荷した場合:

輸入数量届出: 必要
出荷数量届出: 必要なし
用途: 必要なし
(出荷先都道府県: 必要なし)

用途分類の選び方 ～④の自社内消費の場合～

届出:A社



自社内消費にあたるため、
用途・出荷数量の届出不要。
輸入数量のみ届出必要。

自社内消費の考え方

分類		左記ケースの薬剤の事例	化審法「化学反応を起こさせることにより」への該当性	化審法「化学反応を起こさせることにより得られる化合物」への該当性	定義①に該当するか	定義②に該当するか
1	中間物 (定義①及び②を満足し、分類No. 4, 5及び6に該当しないもの)	合成原料、重合原料、前駆重合体、重合開始剤など	○	○	○	○
2	自社の製造プロセス中で反応を起こさせるが、目的とする生成物中に分子構造上含まれないもの	官能基修飾剤(トリメチルシリル化剤、アセチル化剤等、酸ハロゲン化剤、アルカリ化剤等)、脱塩化水素剤など	○	○	○	×
3	自社で反応を起こさせるが、反応系内に相当量残存し、それが分離使用されないもの、又は生成物との混合物として出荷されるもの	触媒、重合・重縮合反応調節(停止)剤、縮合脱水剤、エステル交換反応時のアルコール、溶剤兼反応薬剤、油脂(トリグリセライド)の改質、変性アルキッド樹脂など	○	○	×	○
4	自社で化学反応を起こさせることにより得られるものが製品の一部であるもの	塗料、インキ、接着剤、フォトレジスト、合成繊維、プラスチック、合成ゴムなどに使用される硬化剤、架橋剤、バインダー成分、感光剤、光酸・塩基発生剤、開始剤、漂白剤、発泡剤、注型用モノマー・プレポリマー、加硫剤、加硫促進剤及び電気・電子材料に用いられる封止剤など	○	×	定義 ①使用量のほぼ全量が化学反応を起こすもの ②生成物の分子構造上の構成要素となるもの	
5	自社で化学反応を人為的に起こさせているが、その反応の及ぶところが局限されているもの	表面処理剤として使用されるめっき薬剤、表面フッ素化処理薬剤、エッチング処理薬剤など				
6	自社で生成物が廃棄物となり分離使用されないもの	pH調節剤、中和剤、ケン化剤、フォトレジストの感光性・感電子性樹脂用モノマー・オリゴマー、鋳物や耐火物製造用の粘結剤、水処理剤として使用される防食剤(脱酸素剤)など				

注意:
3. と4. については、化学反応を起こさせていない分、製品の一部となっていない分は消費に該当しない。その場合は、その量を出荷数量として届け出る必要がある※。

※判断に迷う場合はお問い合わせください

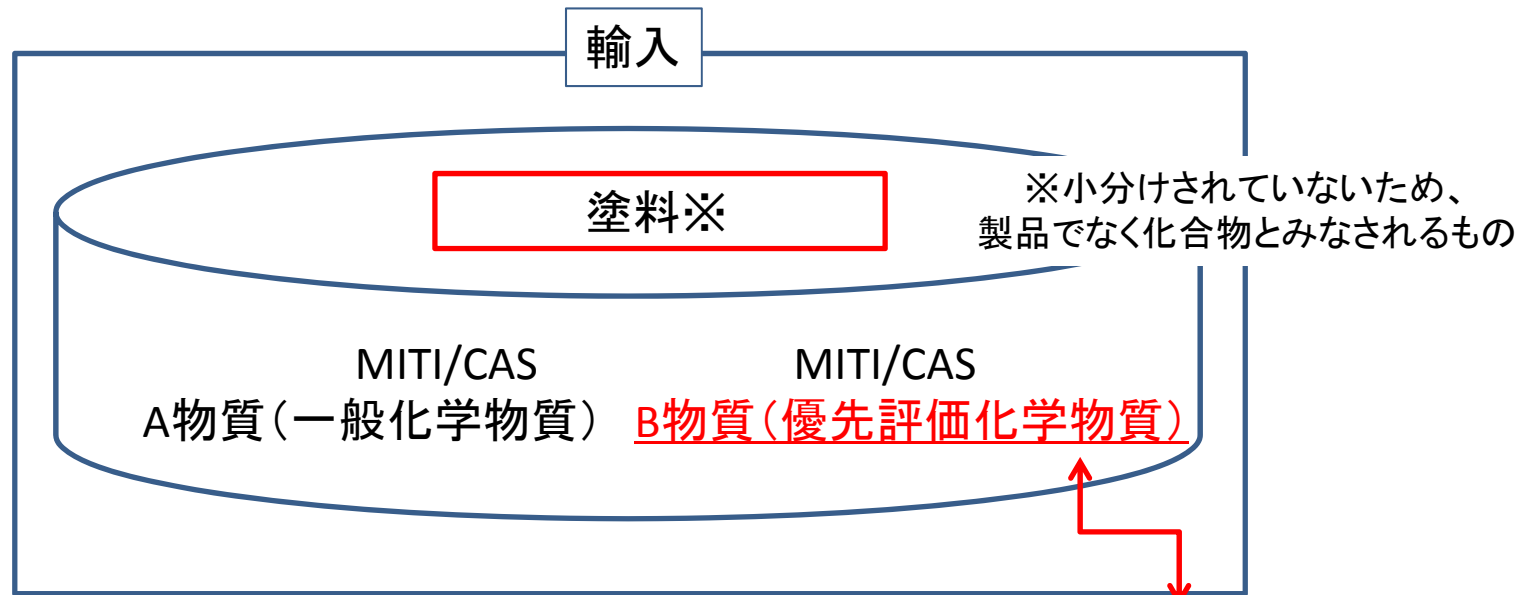
2. 詳細用途分類の選び方

- 詳細用途分類は、約280種類あるが、実際には用途分類の中を1～19種類に細分している。
- 細分のされ方としては、さらに詳細な使途に細分している場合と、その化学物質の機能に細分している場合がある。

「用途分類解説資料」を熟読しましょう

- すべての詳細な使途が網羅されているわけではない。
- 詳細用途分類名は、産業界にアンケート等をした結果を踏まえて、代表的な名称で記載されている。同じ意味であれば、その詳細用途分類を選択して構わない。
- 詳細用途分類名や解説資料に記載されていなくとも、同じような機能を持っていたり、使われ方をしていると想定されれば、その詳細用途分類を選択して構わない。
- ○○-yや○○-zを選んだ場合は、その用途分類内の詳細用途分類の内、最も排出の大きい詳細用途と同様の排出係数が用いられる。
- ○○-yや○○-zを選んだ場合は、できる限り、自身が把握されている範囲での用途を記載する。
- わからない場合は、届け出る前に問い合わせてください。

輸入事業者のケース(混合物の輸入)



用途分類番号15「塗料、コーティング剤」には
詳細用途分類がa~j, zの11種類

塗料用樹脂か、着色剤か、可塑剤か、
安定化剤か、防腐剤か 等によって
詳細用途分類が分かれる

用途分類はわかるが、物質Bが
詳細用途分類のどれに該当するか
の情報がわからない場合がある。



#15-zを利用する。不純物も同様。

3. 出荷先都道府県の選び方

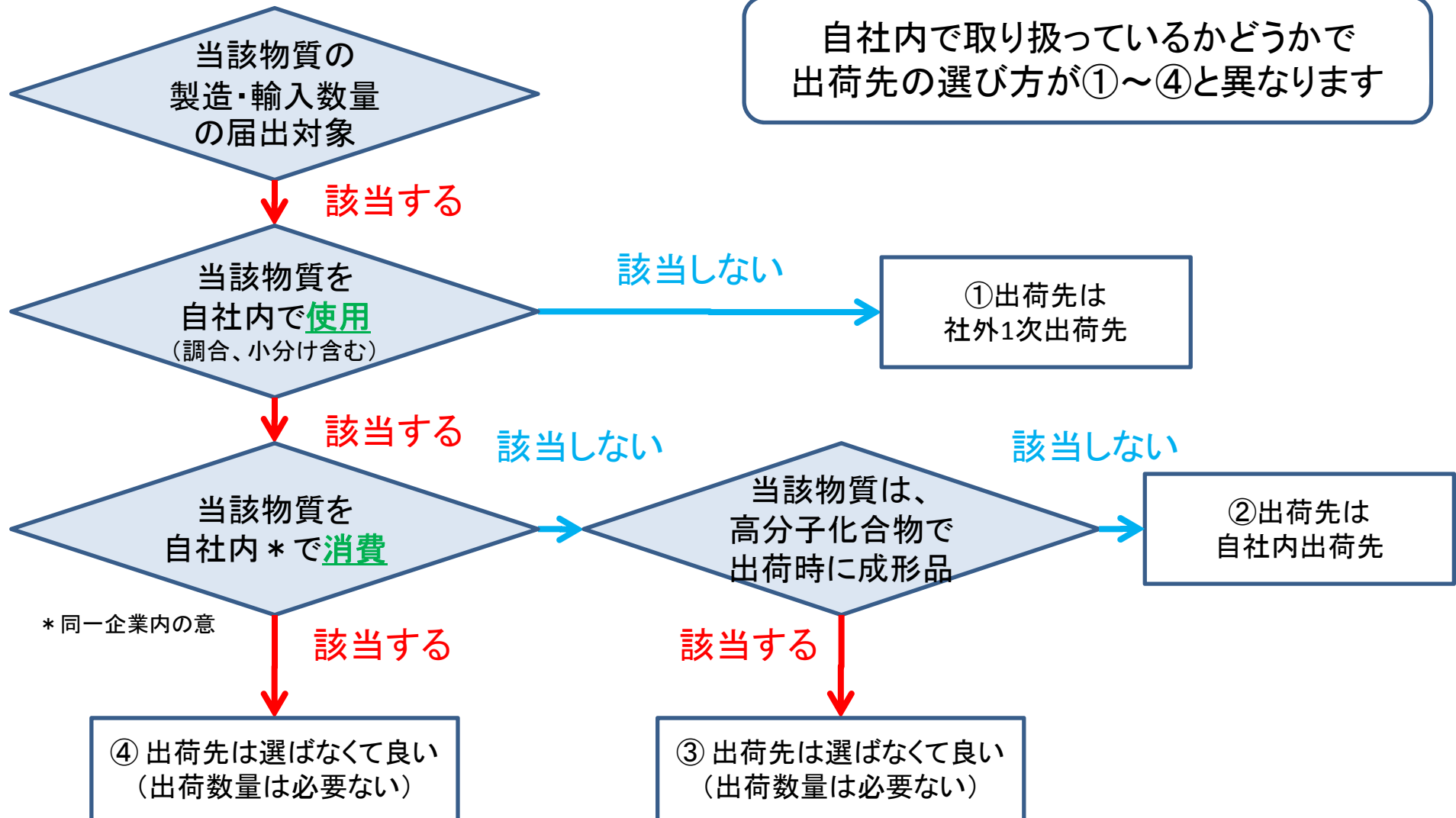
- 出荷先都道府県については、原則として当該化学物質の製造・輸入者から出荷した先の事業所(一次出荷先)が所在する都道府県になる。
- 商社等を経由して販売した場合で、伝票類は商社を経由していても、実際に貨物の輸送を伴わない場合は、その商社等は出荷先とはならない。実際に貨物を搬送した事業所等が所在する都道府県を出荷先とする。
- また、自社内で使用する場合は、その分は自社内出荷先都道府県を届け出る。
- 一次出荷先で、使用(調合・小分けを含む)されていないという情報が得られれば、可能な範囲で2次出荷先以降の事業所の所在都道府県を出荷先として届け出る。

※個々の事業者においては、二次出荷先以降を把握されているところもいらっしゃいますが、そのような情報は届出においては必要ありません。しかし、一次出荷先の情報を用いたリスク評価において、優先評価化学物質の中でリスクが懸念される物質・用途については、サプライチェーンに沿ったリスク評価が必要となるため、そのような場合に、二次出荷先以降の情報が必要となります。

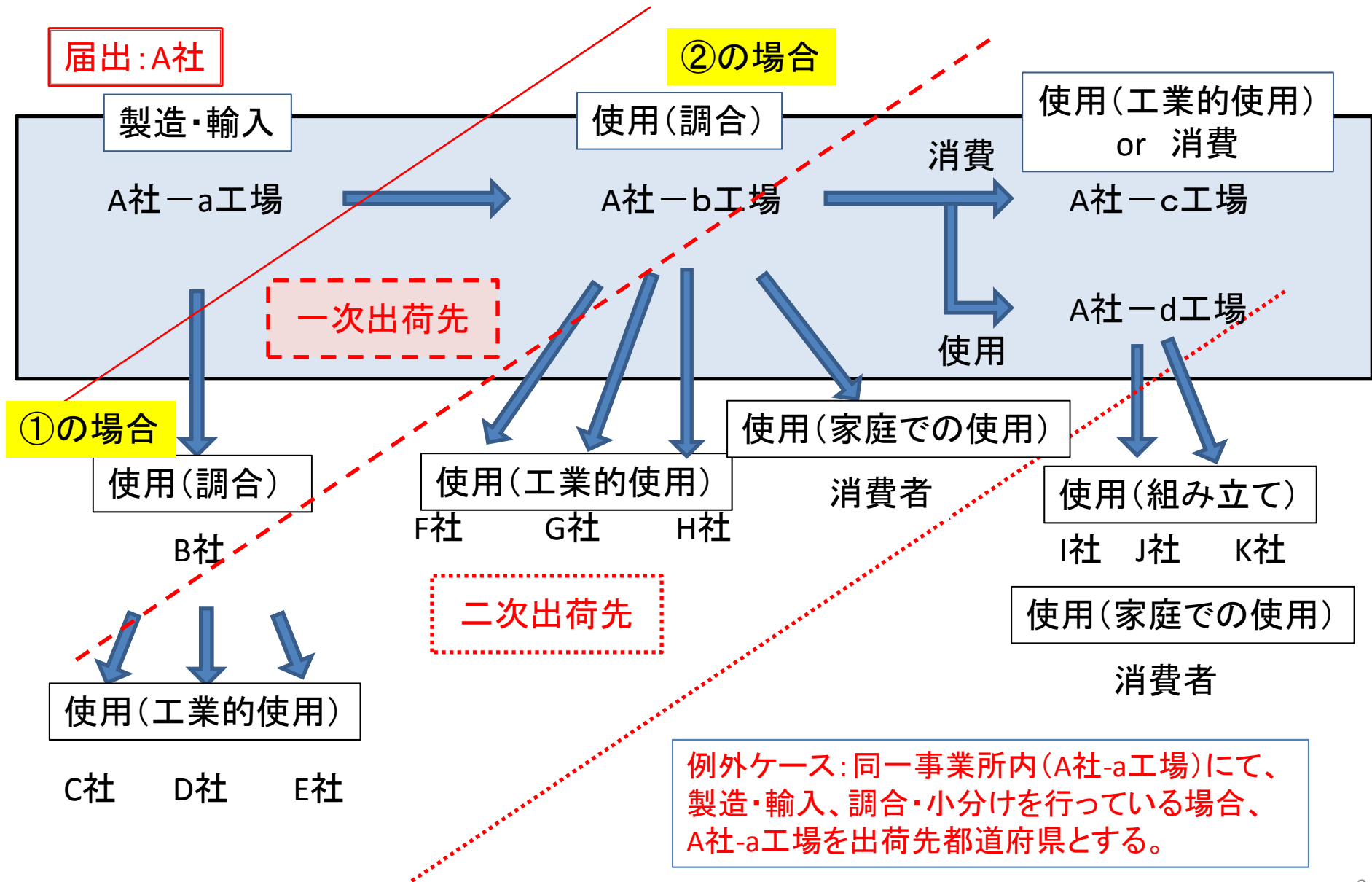
出荷先の選び方

～届出者の位置づけによる違い～

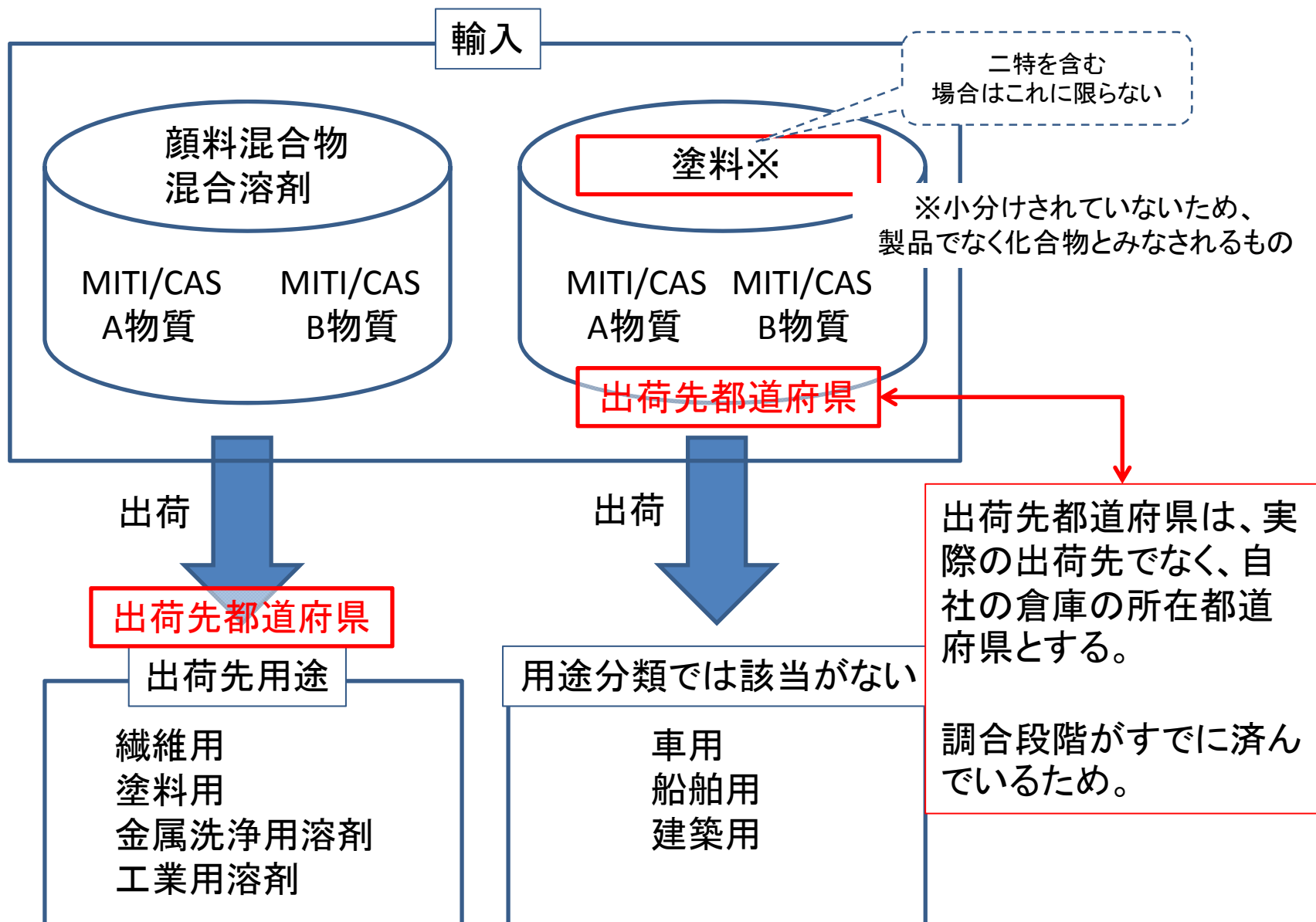
自社内で取り扱っているかどうかで
出荷先の選び方が①～④と異なります



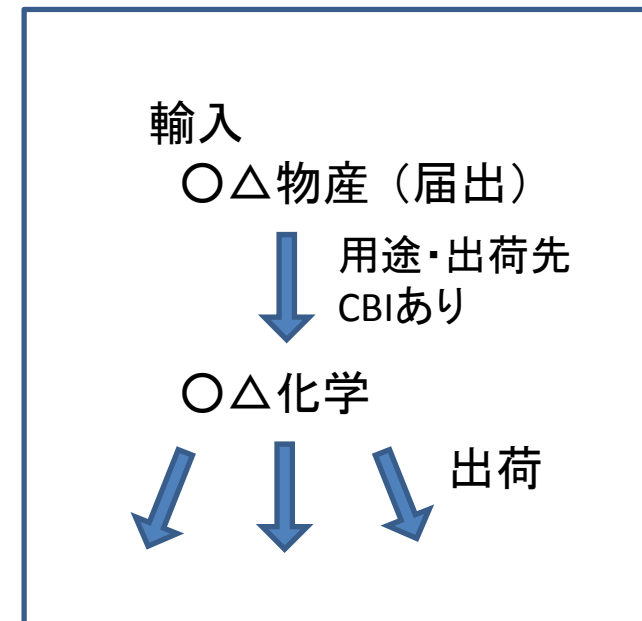
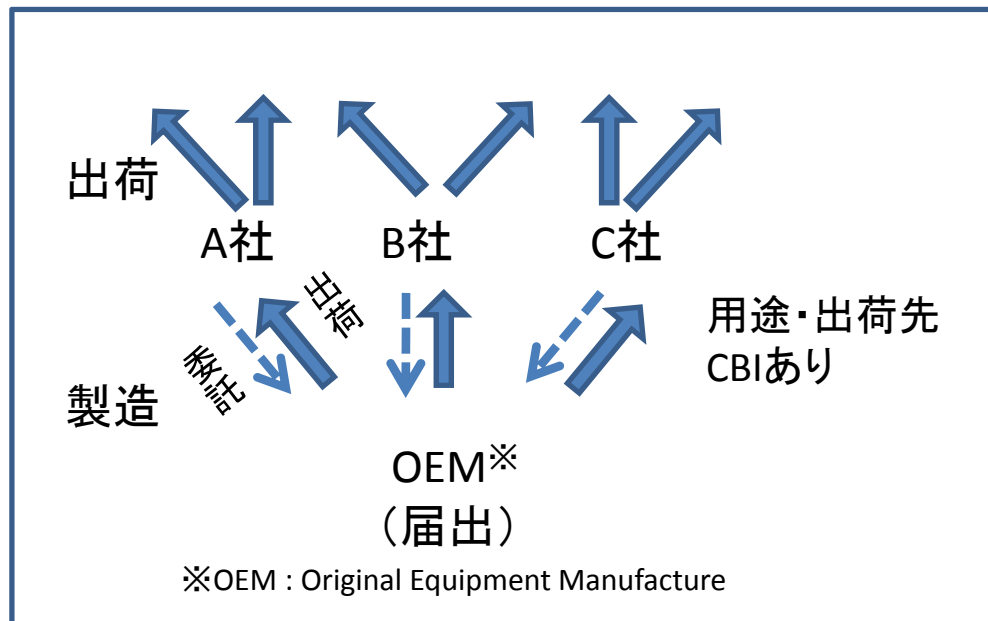
出荷先都道府県の選び方



例外ケース(混合物の輸入) ～出荷先都道府県が自社の所在地となるケース～

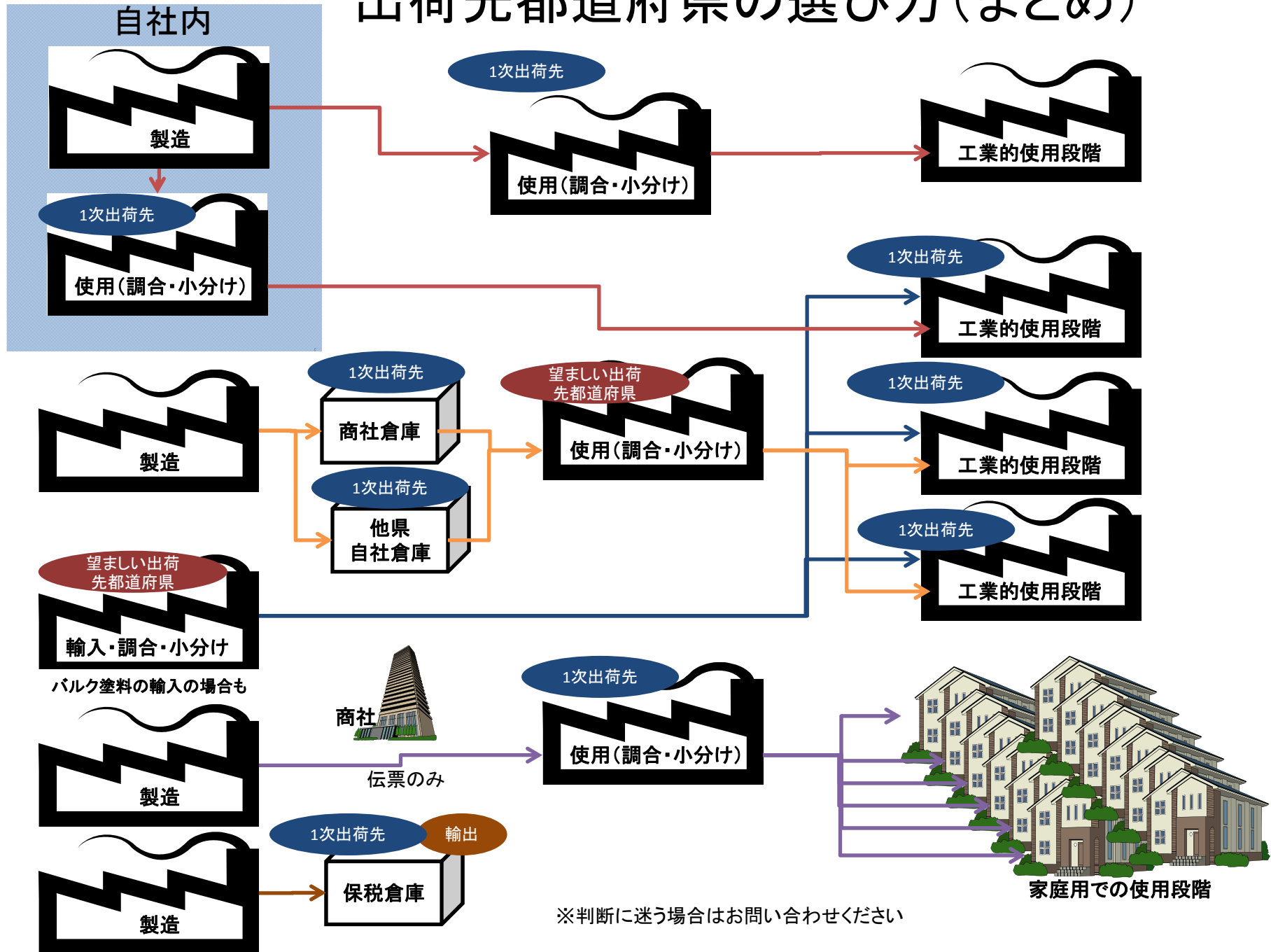


企業秘密(CBI)のため、出荷先都道府県の把握が困難な場合



一次出荷先で使用されていないが、二次出荷先以降の情報が得られない場合、一次出荷先であるA,B,C社,○△化学の所在都道府県となる

出荷先都道府県の選び方(まとめ)

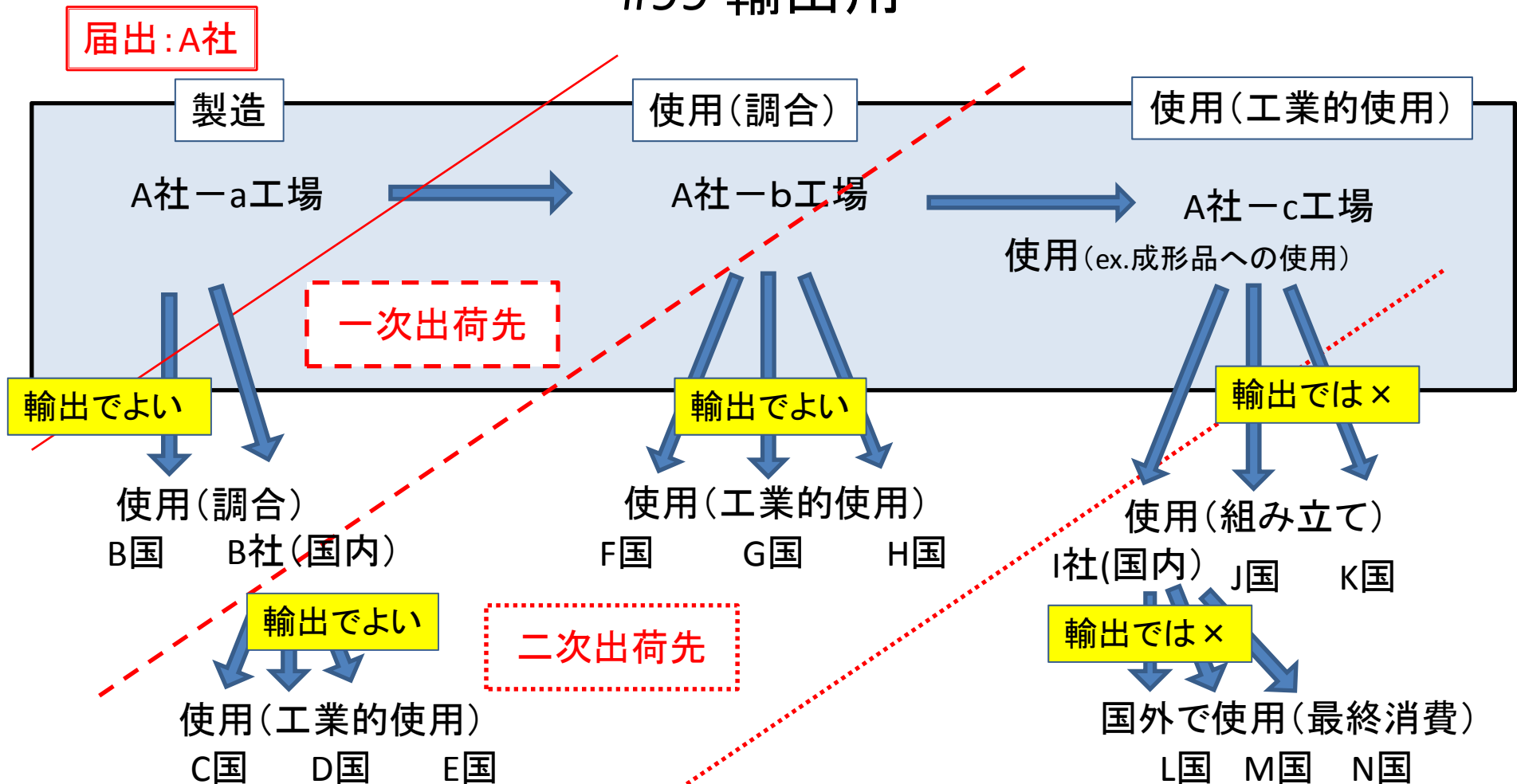


4. 注意すべき点

- 輸出用
- 中間物
- 溶剤の添加剤
- 「その他」の用途
- 用途番号のよくある間違い

注意すべき点

#99 輸出用



化合物の状態、一般消費者に販売される形態の混合物で輸出されていれば、出荷先から輸出されていても、用途は「#99 輸出用」でよい。
輸出先の国における用途を分類し、出荷先を国・地域別コードで届け出るという誤った事例がみられる。

注意すべき点

#01 中間物の定義

分類		左記ケースの薬剤の事例	化審法「化学反応を起こさせることにより」への該当性	化審法「化学反応を起こさせることにより得られる化合物」への該当性	定義①に該当するか	定義②に該当するか
1	中間物 (定義①及び②を満足し、分類No. 4, 5及び6に該当しないもの)	合成原料、重合原料、前駆重合体、重合開始剤など	○	○	○	○
2	製造プロセス中で反応を起こさせるが、目的とする生成物中に分子構造上含まれないもの	官能基修飾剤(トリメチルシリル化剤、アセチル化剤等、酸ハロゲン化剤、アルカリ化剤等)、脱塩化水素剤など	○	○	○	×
3	反応を起こさせるが、反応系内に相当量残存し、それが分離使用されないもの、又は生成物との混合物として出荷されるもの	触媒、重合・重縮合反応調節(停止)剤、縮合脱水剤、エステル交換反応時のアルコール、溶剤兼反応薬剤、油脂(トリグリセライド)の改質、変性アルキッド樹脂など	○	○	×	○
4	化学反応を起こさせることにより得られるものが製品の一部であるもの(運用通知平成16・3・19製造局第3号)	塗料、インキ、接着剤、フォトレジスト、合成繊維、プラスチック、合成ゴムなどに使用される硬化剤、架橋剤、バインダー成分、感光剤、光酸・塩基発生剤、開始剤、漂白剤、発泡剤、注型用モノマー・プレポリマー、加硫剤、加硫促進剤及び電気・電子材料に用いられる封止剤など	○	×	定義 ①使用量のほぼ全量が化学反応を起こすもの ②生成物の分子構造上の構成要素となるもの	
5	化学反応を人為的に起こさせているが、その反応の及ぶところが局限されているもの(運用通知平成16・3・19製造局第3号)	表面処理剤として使用されるめっき薬剤、表面フッ素化処理薬剤、エッチング処理薬剤など	×	×		
6	生成物が廃棄物となり分離使用されることがないもの(運用通知平成16・3・19製造局第3号)	pH調節剤、中和剤、ケン化剤、フォトレジストの感光性・感電子性樹脂用モノマー・オリゴマー、鋳物や耐火物製造用の粘結剤、水処理剤として使用される防食剤(脱酸素剤)など	×	×		

注意すべき点 溶剤の添加剤

溶剤への添加剤は、以下の3種類の例が考えられる。

例1は、#10～#47,#98から選択。

例2は、#10 (#10-d安定剤が該当)を選択。

例3は、「#09(#09-z)その他の溶剤」を選択し、できる限り、自身が把握されている範囲の詳細な情報を記載。

例1 溶剤に添加しているが、実際は塗料や接着剤等の機能を向上させるために添加している。

例2 溶剤に添加しているが、実際は当該化学物質の重合や分解を防止するために添加している。

例3 例1又は例2に当てはまらず、溶剤の機能を向上させるために添加している。

注意すべき点

「その他」の用途

- #27-yと#27-z、#28-yと#28-zの違い。

yは、詳細用途は選択できないが、プラスチック又はゴム製品の添加剤で出荷先で製品に含まれて、市場に出て行く薬剤。

zは、詳細用途は選択できないが、出荷先でプラスチック又はゴム製品を製造するプロセスで、加工助剤として用いられ、市場に出る製品には含まれない薬剤。

yは、詳細用途分類の内、添加剤に該当する詳細用途分類の中のワーストケースの排出係数の値が設定されている。

zは、詳細用途分類の内、加工助剤に該当する詳細用途分類の中のワーストケースの排出係数の値が設定されている。

優先評価化学物質の届出に関する内容

注意すべき点

用途番号のよくある間違い

用途番号のよくある間違いとして以下の事例が見られた。用途番号の選択時には以下の事例に該当する間違いがないか気をつけること。

- ・生成物の用途番号を届出
- ・生成物の溶剤の用途番号を届出
- ・溶剤の用途番号を届出
- ・溶剤以外の用途番号を届出
- ・その他の溶剤の用途番号を届出
- ・金属洗浄用溶剤(塩素系)の用途番号を届出
- ・化審法上の高分子化合物だけが選択できる用途番号を届出

5. 用途分類方法の 問い合わせ窓口

○経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室

TEL:03-3501-0605

FAX:03-3501-2084

e-mail:qqhbbfa@meti.go.jp

○独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質管理センター
リスク評価課先導評価支援室

TEL:03-5738-2860

FAX:03-3481-2900

NITE化審法連絡システム:

<https://www.kashinrenraku.nite.go.jp/sn/web/oshiete/inquiryForm102.html>